

運営評価について

1. 現行の評価制度

- (1) 指定管理者の自己評価
- (2) 市担当課の評価

2. 現行制度の課題

- (1) 指定管理者の自己評価及び行政による内部評価に止まっているため、客観的な視点が不足している。
- (2) 行政による評価は、利用者数や稼働率、収支の状況等、様々な施設に共通する評価項目が大部分を占めており、中間支援組織に係る評価項目としては不十分である。

3. 課題への対応案

- (1) 客観的及び市民活動推進の視点の確保
新たに、専門的な知見を有する小田原市市民活動推進委員会が、指定管理者からの事業報告に基づき、中間支援組織としての運営評価を実施する。
- (2) 中間支援組織の運営評価に必要な評価項目の設定
施設のコンセプトや6つの中間支援機能の達成状況を評価項目として設定する。

【参考】

○指定管理者制度

①制度の概要

平成 15 年の地方自治法改正により新たに指定管理者制度が創設され、市の出資団体など公共性のある団体だけでなく、民間事業者、NPO、法人格のない任意の団体まで、幅広い団体が指定管理者としての指定を受けた上で、市に代わり公の施設の管理運営を行えるようになった。

②制度の目的

民間企業やNPOなどの多様な団体が、それぞれの能力や特長を活かして施設を管理運営することによって、施設サービスの向上や管理運営経費の削減等を図ることを目的とする。

③指定の方法

原則として公募とし、選定委員会を開いて有識者などの意見を聴いた上で、応募者が提案した事業計画や経費などを総合的に判断し、指定管理者として最適な団体を選定する。その後、議会の議決を経て、正式に指定管理者として指定する。

○中間支援組織

地域社会と様々な活動の主体（市民・市民活動団体・自治会・行政・社協・事業者等）の変化やニーズを把握し、人材・情報・資金などの資源と様々な活動の主体を結び付けたり、新たな活動の創出を支援する、広い意味で需要と供給をコーディネートする組織。

○施設のコンセプト

基本コンセプト「つながる」

- ①「誰でも気軽に」…つながりを生み出すきっかけの場
 - ・さまざまな形で地域に関わる人が集まる魅力を持つ。
 - ・これまで、社会貢献活動に参加したことのなかった人を引き付ける。
- ②「シェアしながら」…それぞれの思いがつながる行動の場
 - ・空間を共有し、課題を共有しながら連携を促進する。
 - ・利用者間の交流を通じ、分野を超えた新しい協力を創出する。
- ③「地域の課題を解決する」…行動を社会貢献につなげる実現の場
 - ・地域の要望と市民活動をつなぎ、公益性の高い活動への成長を促す。
 - ・持続可能な自立した活動への成長を促すため、活動団体の組織形態の見直しを支援する。

○6つの中間支援機能

- ①拠点機能
 - ・日常的な打ち合わせや活動内容の発表などの活動と交流の場を提供
 - ・多様な市民活動や事業者による社会貢献活動などの企画展示
- ②相談・支援機能
 - ・ボランティアを始めたい人への相談対応や団体運営についてのアドバイスなど、市民活動に関する幅広い相談の受付
- ③協働支援機能
 - ・市民活動団体と、行政や事業者などの連携を支援
 - ・市民や市民活動団体などに直接働きかけ、新たな協働を創出
- ④学習・体験機能
 - ・事業計画立案や集客力向上の手法など、活動を発展させるための講座の実施
 - ・誰でも参加できるボランティア体験機会の提供
- ⑤交流・コーディネート機能
 - ・同じ分野で活動する団体間や分野、業種を超えた交流機会の提供
 - ・さまざまな活動と情報、人、場所といった地域資源を結びつけるための調整
- ⑥情報の集約・発信機能
 - ・さまざまな活動情報の集約と発信
 - ・新たな交流や参加につながる情報誌の発行やインターネットツールの活用